

第2次垂水市男女共同参画基本計画

(中間見直し)【素案】

垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画
垂水市困難な問題を抱える女性支援計画

令和8年 月
垂 水 市

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1 中間見直しの趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 基本理念	3
2 基本目標	4
3 重点目標	4
4 S D G s について	4
5 計画の体系	5
6 国・鹿児島県の動向	7
第3章 計画の内容	9
1 施策の展開	9
重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習 の推進	9
重点目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	14
重点目標3 すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備 の促進	16
重点目標4 生涯を通じた健康支援	19
重点目標5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	21
重点目標6 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	23
重点目標7 地域コミュニティにおける男女共同参画 の推進	26
2 計画の数値目標	28
第4章 計画の推進体制	29
1 推進体制	29
2 進行管理および評価	29
資料編	30
参考1 市男女共同参画推進協議会委員名簿、要綱	31
参考2 計画策定の経緯	33
参考3 用語解説・キーワード集	34

第1章

計画の位置づけ

1 中間見直しの趣旨

本市では、平成 20（2008）年度に「市民一人ひとりが人権を尊重しあい、性別にかかわらずともに参画し活躍できる地域づくりをめざして」を基本理念に、「垂水市男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、平成 25（2013）年度に計画の中間期となったことから、「垂水市男女共同参画基本計画（後期計画）」を策定し、併せて「垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、男女共同参画社会^{*1}の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

社会においては、深刻な少子高齢化、人々の生活様式や価値観の多様化など、私たちの生活を巡る社会経済情勢は急速に変化しており、すべての人々が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、多くの問題が生じています。

また、国際社会では、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）^{*2}において、ジェンダー^{*3}平等が掲げられるなど、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

しかし、我が国の男女共同参画の進捗状況をみると、世界経済フォーラムが令和 7（2025）年 6 月に公表した「ジェンダー・ギャップ指数^{*4}」では、148 か国中 118 位と低い水準（1 位は 16 年連続アイスランド）となっており、より積極的な取組が求められています。

本市の基本計画は、令和 3 年度から 12 年度までの 10 年間を計画期間としており、社会経済情勢や計画の進捗状況、国・鹿児島県の動向等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うこととしていることから、計画策定以降の状況の変化に対応し、男女共同参画社会の実現をより一層推進するため、「第 2 次垂水市男女共同参画基本計画」の成果を引き継ぎ、中間見直しを行いました。



2 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法^{*5}第14条第3項の規定に基づく、本市における男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- (2) 本計画は、本市の最上位計画である「第6次垂水市総合計画兼第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」やそれに基づく部門別計画との整合を図りながら策定しています。
- (3) 本計画は、国の第6次男女共同参画基本計画、鹿児島県の第4次鹿児島県男女共同参画基本計画と整合を図りながら策定しています。
- (4) 本計画の「重点目標5」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）^{*6}第2条の3第3項に規定する基本計画として位置づけます。
- (5) 本計画の「重点目標2」「重点目標3」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）^{*7}第6条第2項に基づく推進計画として位置づけます。
- (6) 本計画の「重点目標6」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）^{*8}第8条第3項に基づく推進計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から12年度までの10年間とし、社会経済情勢や計画の進捗状況、国・鹿児島県の動向等を踏まえて、令和7年度に中間見直しを行いました。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第2次垂水市男女共同参画基本計画									
				中間見直し	第2次垂水市男女共同参画基本計画（中間見直し）				

第2章

計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第3条から第7条の基本理念に基づき、本市のすべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

◆ 男女の人権の尊重（第3条）

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

◆ 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

◆ 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

◆ 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

◆ 国際的協調（第7条）

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

2 基本目標

この計画では、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で実践される地域環境が形成されることを目指して、次の基本目標を定めます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

3 重点目標

基本理念ならびに基本目標を実現するために、7つの重点目標を設定し、基本施策を展開します。

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進
- ② 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画Ⅰ）
- ③ すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進（女性活躍推進計画Ⅱ）
- ④ 生涯を通じた健康支援
- ⑤ 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶（垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）
- ⑥ すべての人が安心して暮らせる環境の整備（垂水市困難な問題を抱える女性支援計画）
- ⑦ 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

4 S D G s について

S D G s の基本理念である「誰一人取り残さない」という考えは、すべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざす本計画に当てはまるものです。

本市では、国際社会の共通目標である S D G s を念頭に置きながら、男女共同参画・女性活躍の視点を確保しつつ、各種施策の推進を図ります。



5 計画の体系

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

【重点目標】

【施策の方向】

重点目標 ①

男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

① 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し

② 学校等における男女共同参画に関する教育の推進

③ 性の多様性についての理解促進

重点目標 ②

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
(女性活躍推進計画Ⅰ)

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

② 農林水産業・商工業等の分野における女性の参画の拡大

重点目標 ③

すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進
(女性活躍推進計画Ⅱ)

① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進

③ 女性の能力発揮への支援

重点目標 ④

生涯を通じた健康支援

① 生涯を通じた健康の保持増進

② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

重点目標 ⑤

人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

(垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

① 配偶者等からの暴力の防止及び支援体制の充実

② 性犯罪・ストーカー行為、セクハラ等への対策及び被害者支援

重点目標 ⑥

すべての人が安心して暮らせる環境の整備

(垂水市困難な問題を抱える女性支援計画)

① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり

② 困難な問題を抱える女性等が安心して暮らせる環境づくり

③ 高齢者や障害者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

重点目標 ⑦

地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

① 地域活動での男女共同参画の意識啓発

② 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

6 国・鹿児島県の動向

(1) 国の動き（第2次計画策定後の動き）

◎ 第6次男女共同参画基本計画（令和7年12月策定）における重点的に取り組む個別分野等

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being^{*9}）の実現

- ① ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- ② あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 女性の所得向上と経済的自立の実現
- ④ 生涯を通じた男女の健康への支援
- ⑤ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- ⑥ ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- ⑦ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ⑧ 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- ① 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ③ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- ④ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

① 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び雇用保険法の改正

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、令和3年6月の育児・介護休業法等の改正により、いわゆる産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置が定められ、令和4年4月から段階的に施行されています。

② 「女性デジタル人材育成プラン」の決定

コロナ下で厳しい状況にある女性の就業に資することを目的として、デジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援の具体策を盛り込んだ総合的な対策が、令和4年4月に男女共同参画会議で決定され、本プランに基づき、3年間集中的に、関係府省が連携して女性デジタル人材の育成に取り組まれています。

③「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」の成立

AV出演者の心身や私生活に将来にわたり生じる取り返しの付かない重大な被害を防止し、また、現に被害を受けたAV出演者の救済を図るための法律が令和4年6月に成立、施行されました。

④「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」の成立

女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「孤独・孤立対策」といった視点を含む新たな支援の枠組みを構築するための新法が、令和4年5月に成立し、一部を除き令和6年4月から施行されることとなりました。

(2) 鹿児島県の動き

◎ 第4次鹿児島県男女共同参画基本計画(令和5年3月策定)

◆ 重点目標

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識^{*10}や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス^{*11})の解消、教育・学習の推進
- ② 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備
- ③ 生涯を通じた健康支援
- ④ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ⑥ 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

①「男女共同参画に関する県民意識調査」の実施

令和3年10月、男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、18歳以上の県民の方を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」が実施されました。

②「男女共同参画に関する企業実態調査」の実施

令和3年10月から11月にかけて、男女共同参画社会の形成に向けて、雇用における課題を明らかにするため、採用、配置、育成、登用、両立支援等の女性活躍に関する取組状況を把握し、女性とその個性と能力を十分に発揮できる職場環境整備の一層の推進を図ることを目的として、県内事業所の経営者、従業員の方を対象に「男女共同参画に関する企業実態調査」が実施されました。

③「鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」の策定

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために、令和6年3月に策定されました。

第3章

計画の内容

1 施策の展開

重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現をはばむ要因のひとつに、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識があり、これに基づく社会制度や慣行等が、男女の多様な生き方の主体的な選択に影響を及ぼし、個性と能力の発揮を妨げるおそれがあります。

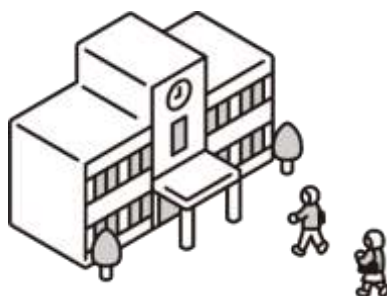
平成30年度実施の市民意識調査では、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した肯定派が30.8%、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した否定派が、61.5%となっています。

また、同調査での「各分野の男女の地位の平等感」については、学校教育の中では「平等である」と感じている割合が多いことに対して、家庭、職場、地域社会、法律や制度、社会通念、慣習・しきたりなどの中では、女性が男性より不平等感が高く、男性の方が優遇されていると感じていることから、性別による不平等感は依然として残っていることがわかります。

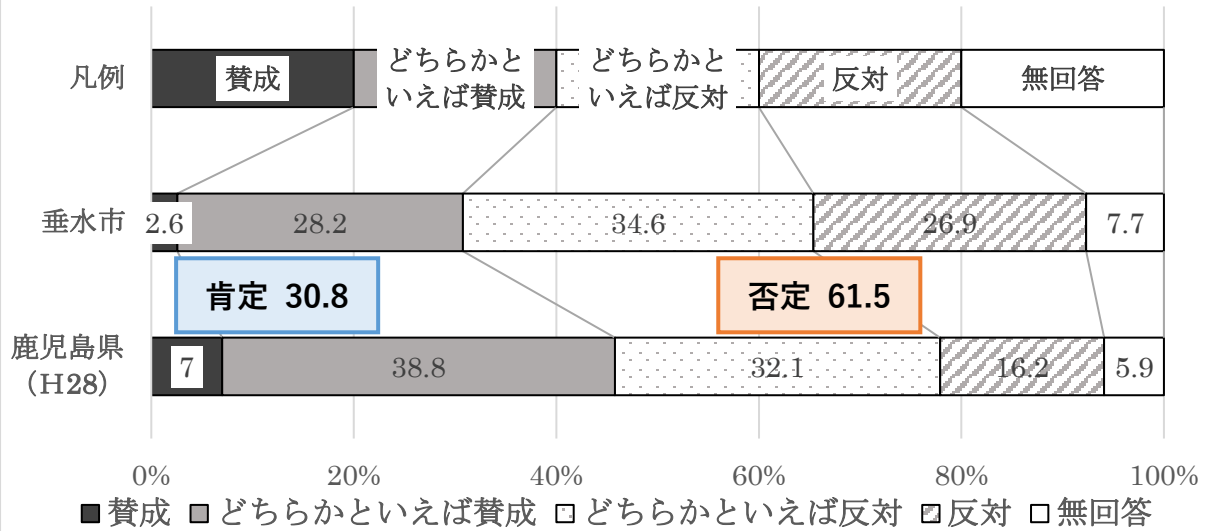
男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりの男女共同参画についての理解の深化を図ることが必要です。そのため市民に対して、男女共同参画についての広報啓発を進める必要があります。

また、人の意識や考え方は幼少期から徐々に育まれるものであり、学校教育や家庭教育を通じた学びが重要になることから、広報啓発活動に加えて、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場面を通じた教育・学習の機会を持つことが必要です。

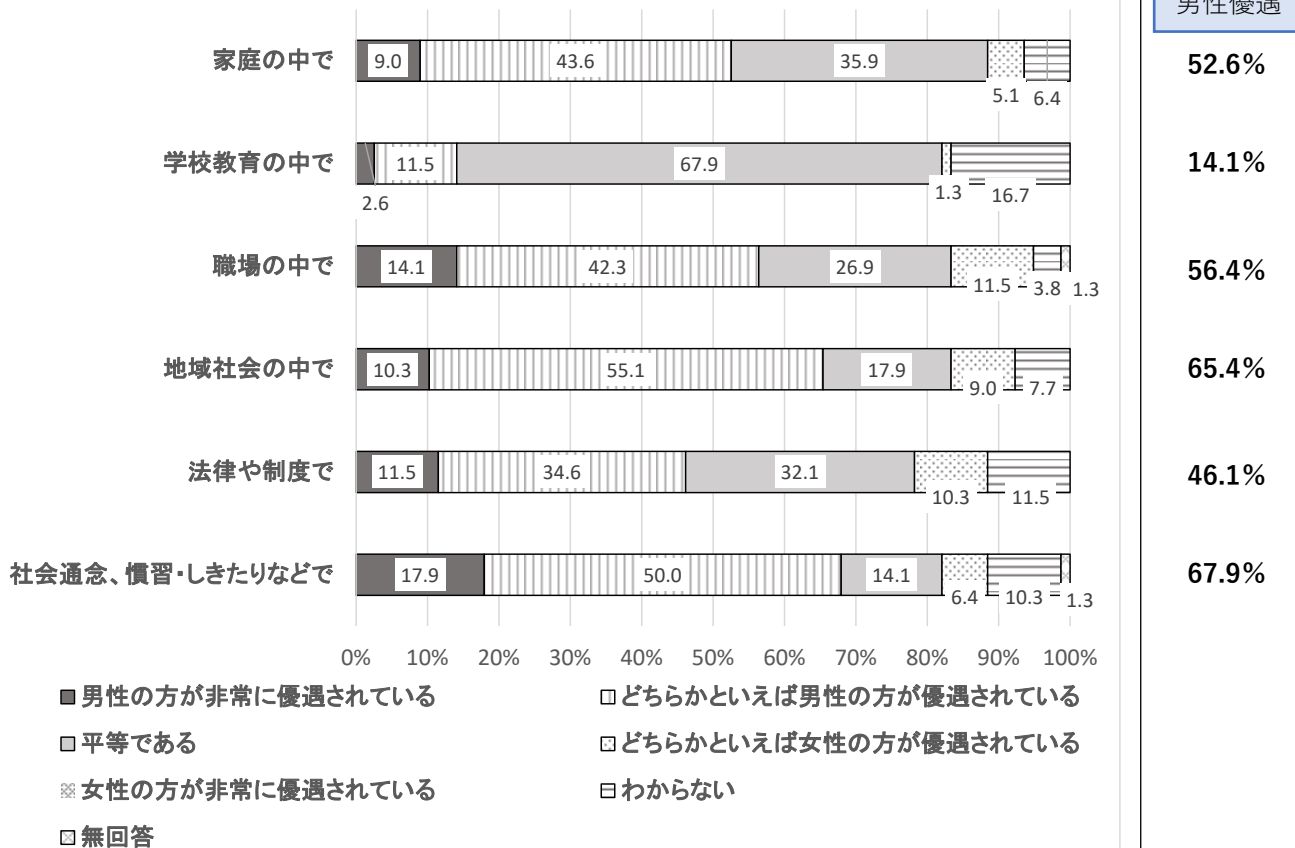
さらに、性的指向・性自認^{*12}等を理由とする差別や偏見等にかかわる課題も顕在化しており、性の多様性についての理解促進についても取り組む必要があります。



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか。



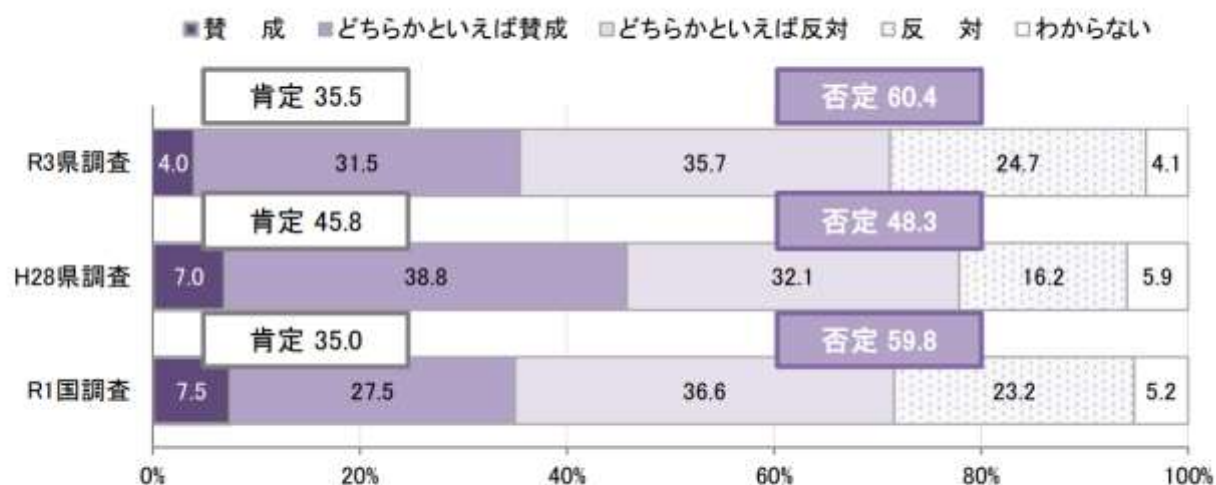
各分野の男女の地位の平等感



資料：平成 30 年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

<比較> ～第4次鹿児島県男女共同参画基本計画より～

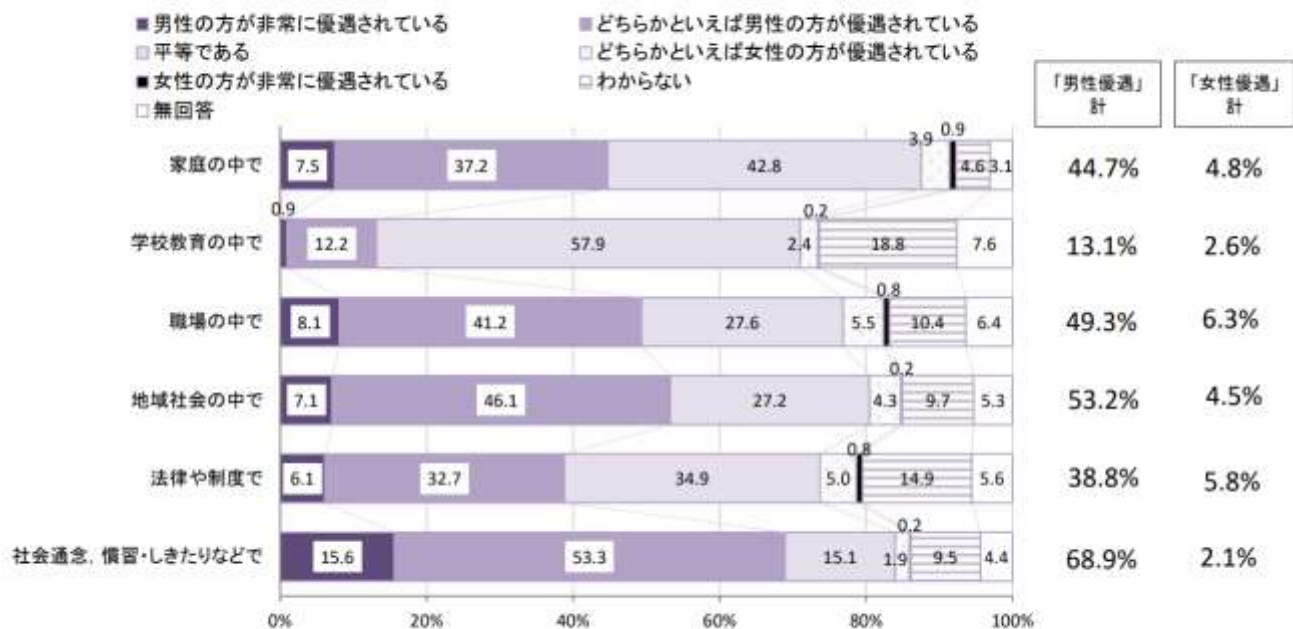
●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(本県, 全国)



(出所)男女共同参画室「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」,
内閣府「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

本市は、国及び県の数値より肯定する人の割合が低く、否定する人の割合が高い結果となっています。

●男女の地位の平等感(令和3年度)(本県)



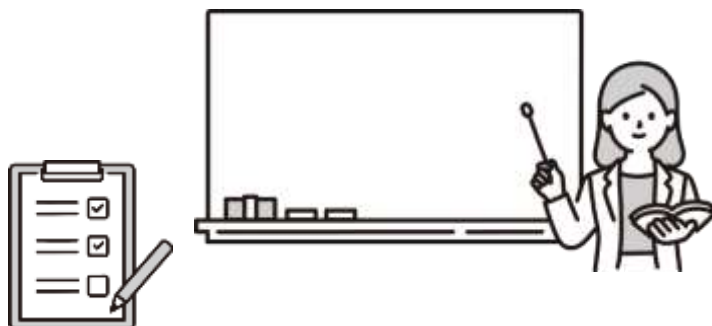
(出所)男女共同参画室「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

県の調査結果と比較し、本市の調査結果は、ほとんどの項目で「男性優遇である」と感じています。

重点目標 1_施策の方向①

固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し

番号	具体的施策	内 容	担当課
1	広く市民を対象とする男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	男女共同参画の正しい理解が、市民的広がりをもって促進されるようあらゆる機会、あらゆる媒体を活用して積極的な広報・啓発活動を推進します。	企画政策課
2	男女共同参画の実態把握と情報提供	関連する法令や制度の情報収集を図り、広く広報・啓発します。 また、定期的な市民の意識調査や関係機関との連携により、関連データを定期的に収集・分析し、本市における男女共同参画の実態把握に努めます。	企画政策課
3	地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用	地域で男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、男女共同参画の学習機会や情報提供による啓発等の活動を支援します。	企画政策課
4	生涯教育・家庭教育等における男女共同参画に関する教育・学習の推進	固定的性別役割分担意識の解消のため、人権教育研修会や高齢者学級、出前講座等を活用し、市民に対して男女共同参画に関する学習や自己啓発等を推進します。	社会教育課
5	市職員に対する研修の実施	市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう職員研修を行います。 また、男女共同参画に関する各種セミナー・フォーラムへの参加を促進します。	総務課 企画政策課



重点目標 1 __ 施策の方向②

学校等における男女共同参画に関する教育の推進

番号	具体的施策	内 容	担当課
6	学校教育における男女共同参画の推進	教育課程の教育計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科・領域で人権尊重、男女平等の理解等についての指導の充実を図ります。	学校教育課
7	小規模校の特性を生かした協働活動の推進	小規模校の特性を生かした集合学習や交流学習を通して、協働活動を推進します。	学校教育課
8	教育関係者に対する研修の実施	教職員等の教育関係者に向けた研修開催や広報・啓発に取り組みます。	学校教育課

重点目標 1 __ 施策の方向③

性の多様性についての理解促進

番号	具体的施策	内 容	担当課
9	性的少数者 ^{*13} （L G B T 等）への理解の促進と支援	性的少数者（L G B T 等）に関する正しい情報の提供と理解促進のための啓発に取り組みます。	企画政策課 学校教育課



重点目標 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

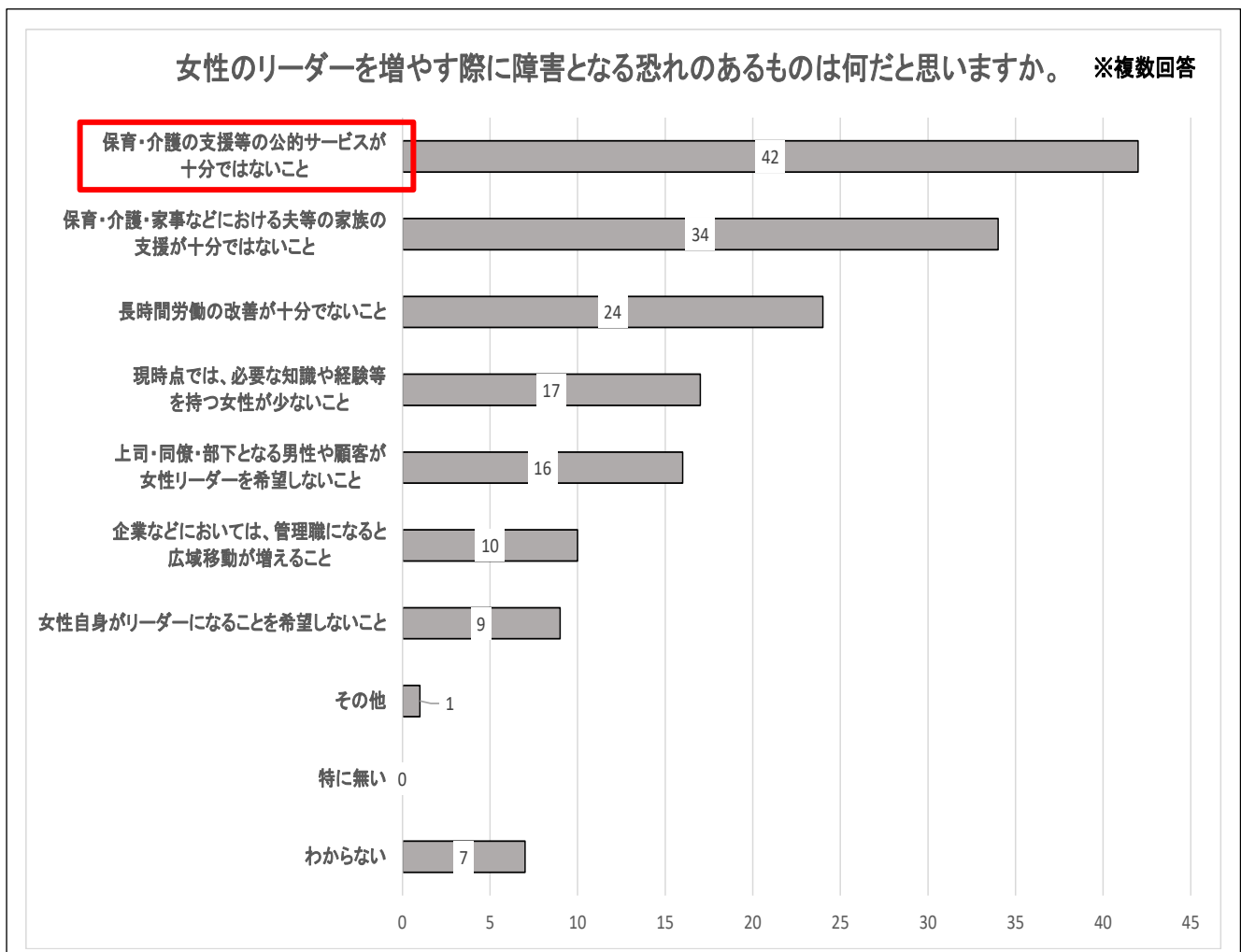
【現状と課題】

急速な少子高齢化・人口減少の進展、市民の価値観の多様化が進む中で、あらゆる分野の政策・方針決定過程に、男女が共に参画し、様々な視点が確保されることは、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

令和 7 年 4 月現在、本市の審議会等委員に占める女性の割合は 29.5%、市議会議員に占める女性の割合は 14.3%、振興会長では 14.1%となっており、計画策定時（5 年前）と比較すると増加傾向にはあるが、目標値には至っていない。また、行政における女性管理職の登用も以前は途絶えていたが、現在 2 人にとどまっている状況にあります。

本市においては、多くの女性が地域活動等あらゆる分野に参加し、大きな役割を担っているにもかかわらず、様々な割合が示すように政策・方針決定過程への女性の参画の状況は十分ではありません。

そのため、男女双方が女性参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の拡大に向けた環境整備により一層取り組む必要があります。



資料：平成 30 年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

重点目標2 施策の方向①

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

番号	具体的施策	内 容	担当課
10	市における女性職員の登用の促進	「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理・監督職への登用等、女性の職員の登用促進に取り組みます。	総務課
11	市の審議会等への女性委員の登用促進	年次ごとの調査を行い、数値目標の達成を目指すとともに、庁内の意識付けを図ります。	企画政策課
12	地区公民館・振興会等のコミュニティ活動における方針決定過程への女性参画	地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりのため、地区公民館・振興会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。	企画政策課 社会教育課
13	農業委員会等への女性委員の登用促進	農業委員会等について、女性の登用促進に取り組みます。	農業委員会

重点目標2 施策の方向②

農林水産業・商工業等の分野における女性の参画の拡大

番号	具体的施策	内 容	担当課
14	女性の経営への参画を促進する就業環境整備の促進	商工業等の自営業においては、就業と生活の場を同じくする家族経営が多いことから、女性が能力を発揮し、男性とともに対等なパートナーとして経営に参画できるよう関係機関・団体等と連携して取り組みます。	水産商工観光課
15	女性が農業経営に参画する機会の確保に向けた人材育成及び家族経営協定の普及と締結の促進	女性農業経営士 ^{*14} の認定推奨を促進し、女性の認定農業者とともに関係機関と連携して人材育成に努めます。 また、男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定 ^{*15} の普及と締結の促進に向けて関係機関・団体と連携して取り組みます。	農林課



重点目標 3

すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進

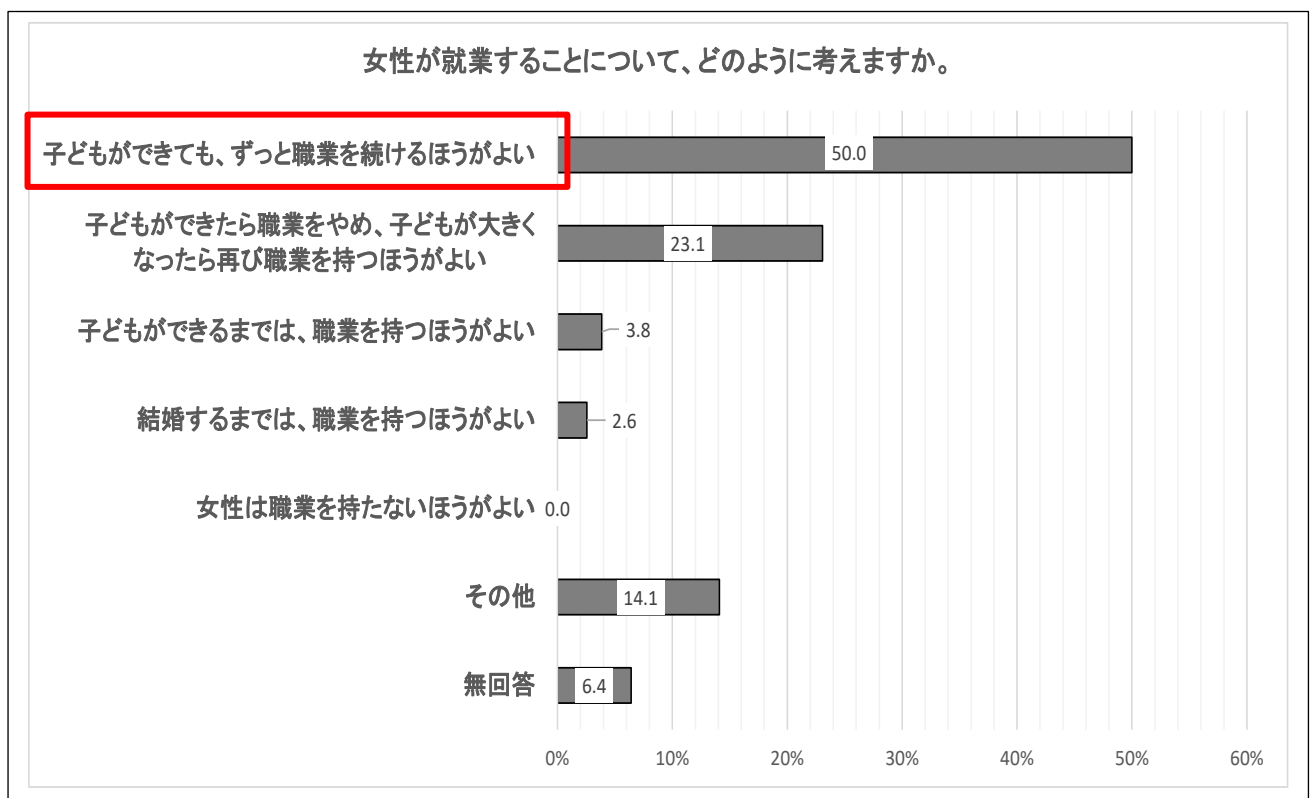
【現状と課題】

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものであり、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティ^{*16}の推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

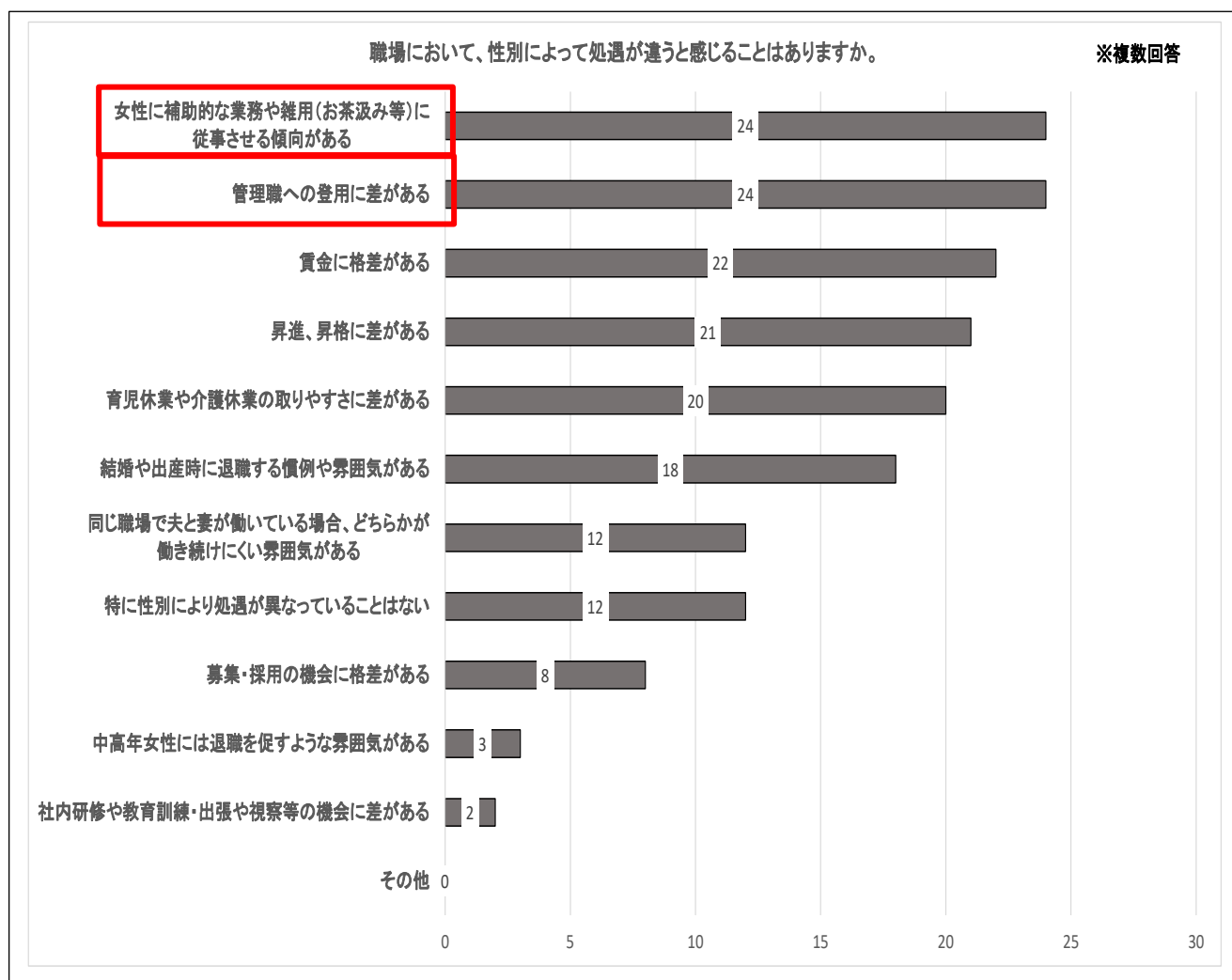
また、女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要であり、出産・育児・介護等の対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*17}がますます重要となります。

そのため、雇用分野における男女の均等な機会の確保や女性の就労継続、再就職支援など女性の職業生活における活躍の推進に向けた取組を進める必要があります。

また、子育てや介護等ライフイベントに対応し、仕事と生活の調和が図れるよう柔軟な働き方を可能にする就業環境の整備の促進や個人経営が多い農業や商工自営業等においても、男女が共に経営の担い手として参画する環境の整備に取り組む必要があります。



資料：平成 30 年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査



資料：平成 30 年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

重点目標 3 __ 施策の方向①

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

番号	具体的施策	内 容	担当課
16	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保等 や非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や制度の周知・広報	男女雇用機会均等法 ^{*18} やパートタイム労働法等関係法令や労働環境の各種課題に関する諸制度の周知・広報と雇用に関する各種相談について、適切な対応を行います。	水産商工観光課

重点目標 3 施策の方向②

仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進

番号	具体的施策	内 容	担当課
17	仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発と長時間労働の是正等働き方改革の促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解浸透のため、広報・啓発に関係課、機関、団体と連携して取り組みます。	企画政策課 総務課 水産商工観光課
18	育児・介護休業等の利用促進に向けた普及・啓発	実態の把握と情報提供を行い、就業者と事業者双方の理解浸透を図ります。	福祉課 保健課 水産商工観光課
19	仕事と生活の調和を図る多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	それぞれの人が望む仕事と生活のバランスによる多様なニーズに対応する保育・介護に係るサービスの提供を促進します。	福祉課 保健課 土木課

重点目標 3 施策の方向③

女性の能力発揮への支援

番号	具体的施策	内 容	担当課
20	女性の能力発揮・開発や再就職及び起業等に関する支援	新規就業・再就職希望者に関する必要な知識や情報の提供、相談等の機会を提供します。 また、商工会等と連携を図りながら、国、県等の支援策についての情報提供や相談等を通じて、起業活動を支援します。	保健課 水産商工観光課



重点目標4 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、心身の健康に関する取組は重要です。

そのため、性にかかわる身体的特徴に理解を深め、心身の健康についての正確な知識・情報を入手することにより、健康を享受できるよう支援することが必要です。

特に女性は、心身の状態が年代によって大きく変化するという特性や妊娠・出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)^{*19}に基づく十分な配慮が必要です。

また、若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態など、様々な課題があり、その背景には、性についての正しい理解の浸透と互いの性を尊重する意識不足にあります。

そのため、誰もがその生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受した安心安全でより良い生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフスタイルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組みます。

重点目標4 施策の方向①

生涯を通じた健康の保持増進

番号	具体的施策	内 容	担当課
21	健康についての正しい知識の普及と情報提供及び健康づくり支援	すべての人が、生涯を通じて、その健康状態に応じた適切な自己管理を行うことができるよう健康づくりに関する知識の普及や情報提供、健診(検診)、健康教育・健康相談、食生活改善指導等の推進に努めます。	保健課
22	性別やニーズに応じた健診(検診)の環境整備	性別に応じた的確な健康支援が受けられるよう普及・啓発に取り組みます。 長寿健診・特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率、女性特有の乳がん、子宮頸がん検診の受診率の向上に取り組みます。	保健課 市民課
23	生涯を通じた健康づくりのための運動習慣の定着	性別や年代に対応した運動情報や運動機会の提供に取り組みます。	保健課 福祉課

重点目標4 施策の方向②

妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

番号	具体的施策	内 容	担当課
24	妊娠・出産期における健康管理の充実や不妊治療に対する支援の充実	妊婦検診、育児相談、健康教育、家庭訪問等の保健事業を行うとともに、各種健診・検診の受診率向上に努めます。不妊治療に対する助成や相談を行います。また、地域の子育てボランティアである母子保健推進委員が男女共同参画の視点から活動できるよう養成します。	保健課
25	性に関する正しい知識の普及	性に関して正しい知識を身につけ、適切な行動をとることができるよう関係機関と連携して、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。 また、エイズ等の性感染症、人工妊娠中絶等の予防に関する情報提供等の啓発に取り組みます。	社会教育課 学校教育課
26	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての概念の普及・啓発	男女共同参画社会の形成に向けた基盤的課題である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての正しい理解の浸透に取り組みます。	企画政策課 保健課



重点目標5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

すべての人には、安心安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

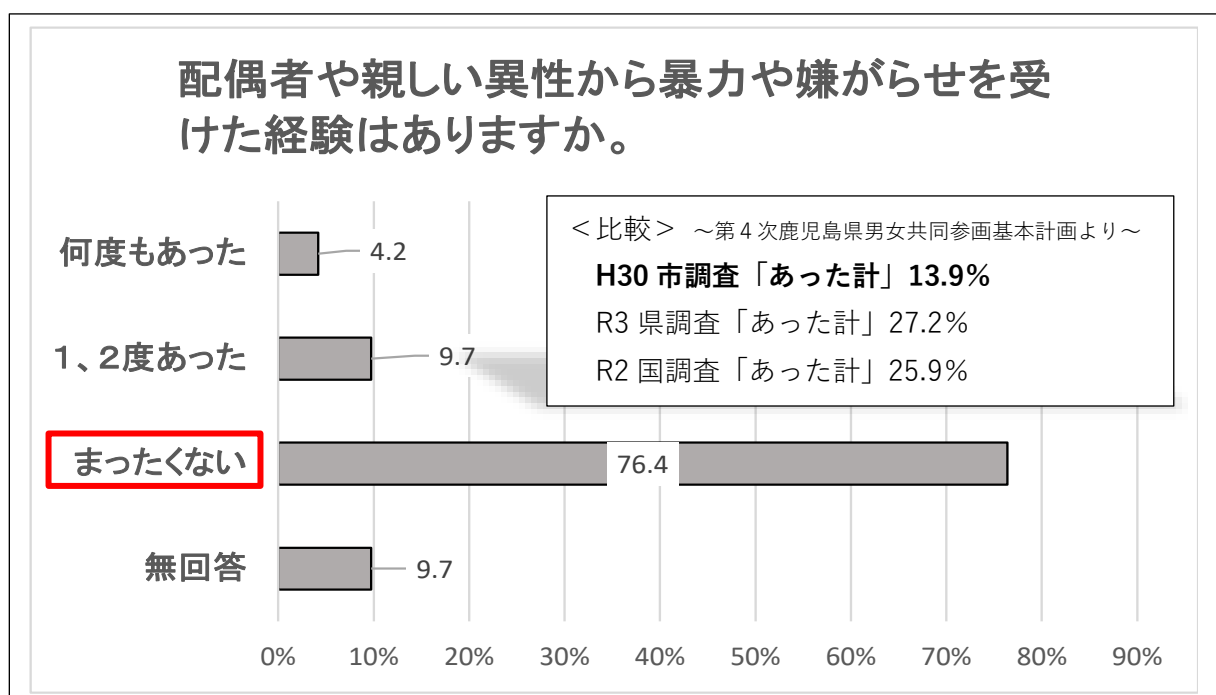
そのうち、配偶者等からの暴力^{*20}や職場等におけるハラスメント、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等の被害者の多くは女性です。その背景には、社会において、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題です。

平成30年度の市民意識調査では、配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせを受けた経験がある人が13.9%おり、暴力は依然として存在しています。

また、近年情報通信技術（ICT）の進化やSNS^{*21}などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、子どもや若者が当事者となりやすい性犯罪、交際相手からの暴力（デートDV）^{*22}などが問題となっていることから、若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、暴力の社会的背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、相談体制、連携体制の充実を図り、被害の潜在化の防止に取り組みます。

また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。



資料：平成30年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

重点目標 5 施策の方向①

配偶者等からの暴力の防止及び支援体制の充実

番号	具体的施策	内 容	担当課
27	暴力を容認しない意識の醸成	暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における暴力に焦点を当てた人権に対する教育・学習と広報・啓発活動に取り組みます。併せて、若者が当事者となりやすい性犯罪や交際相手からの暴力（デート DV）の予防・防止に向けた教育・啓発にも取り組みます。	企画政策課 社会教育課
28	配偶者暴力相談支援センター ^{*23} 等の関係機関との連携体制の構築	「垂水市 DV 被害者等支援事務要領」に基づき、関係課と配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、団体等との連携強化を図ります。 また、適切・迅速に相談から保護へとつながるよう相談窓口の広報・周知に取り組みます。	企画政策課 保健課
29	相談体制の充実	多様な相談ニーズに対応するため関係課、関係機関との速やかな連携が図られるよう体制の整備に取り組みます。	福祉課 市民課 保健課
30	被害者の生活や住宅等の自立支援体制づくり	関係機関と連携を図り、被害者に対する住宅の提供を行います。	企画政策課 土木課

重点目標 5 施策の方向②

性犯罪・ストーカー行為、セクハラ等への対策及び被害者支援

番号	具体的施策	内 容	担当課
31	性犯罪・ストーカー行為などへの対策の推進	性犯罪・ストーカー等の被害者に対しては、関係機関との連携を図り、本人の安全確保を最優先とし、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行います。	保健課 社会教育課
32	セクシュアル・ハラスメント ^{*24} 等の防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントについては、相談に対応し、支援に関する情報提供を行うとともに、地域の組織や関係機関との連携による解決を図ります。	保健課 市民課

重点目標 6 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

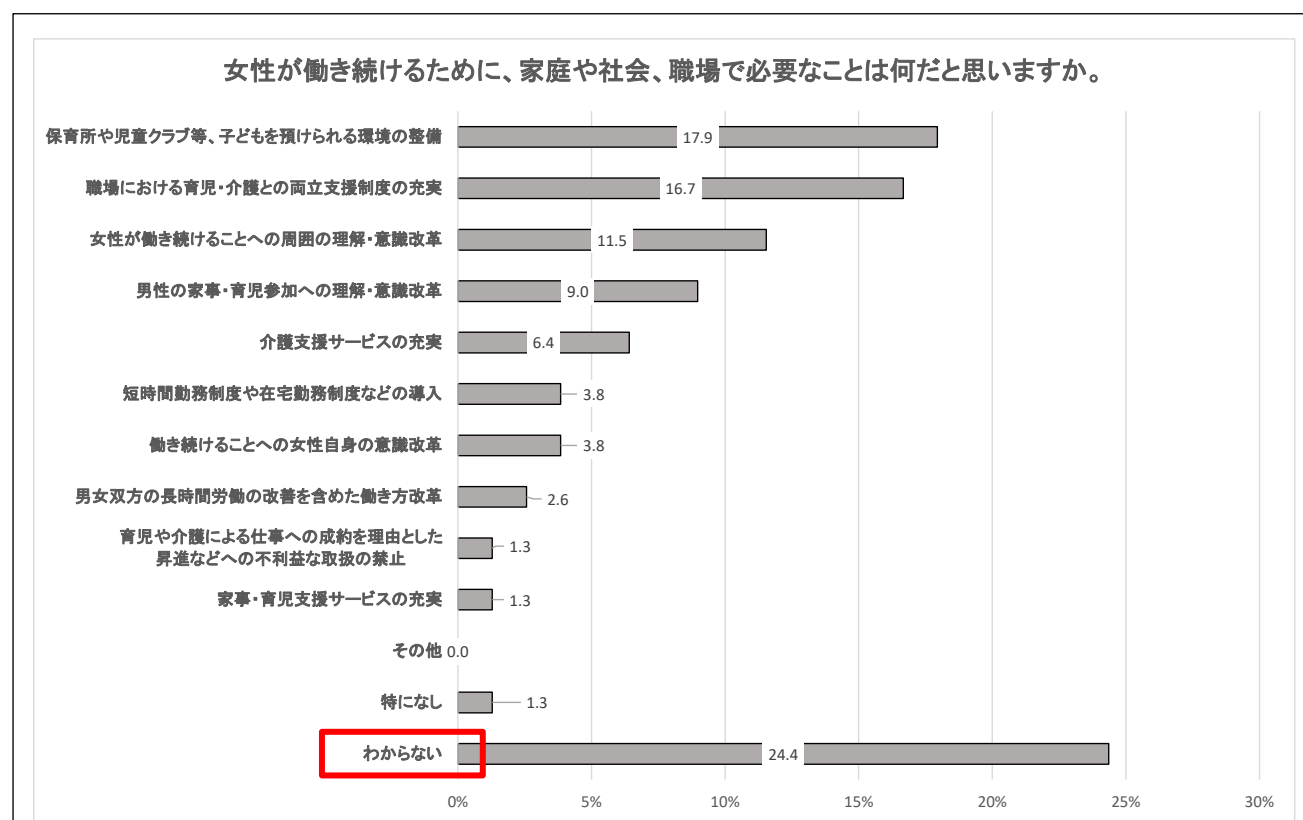
【現状と課題】

家族形態の多様化、雇用・就業構造の変化、経済のグローバル化などが進行する中で、幅広い層で貧困など生活上の困難に陥る人の増加が見られます。

特に、ひとり親家庭や高齢者、障害のある人、女性などは、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。

その中でも女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて生活上の困難に陥りやすくなっています。また、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、生活上の困難や課題に直面している人が安心して暮らせるようになるためには、固定的性別役割分担意識の解消を基盤とする多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成、環境整備など、性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した取組の推進が必要です。



資料：平成 30 年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

重点目標 6 施策の方向①

ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり

番号	具体的施策	内 容	担当課
33	ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭等の中には、経済、子どもの教育、健康面等で生活上の困難や課題を抱えやすく、仕事と家庭の両立も難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、就業、経済面等の総合的な支援に取り組めます。 また、ひとり親家庭等の自立を促進するため、就業や各種助成等についての情報提供、支援を行います。	保健課

重点目標 6 施策の方向②

困難な問題を抱える女性等が安心して暮らせる環境づくり

番号	具体的施策	内 容	担当課
34	困難な問題を抱える女性等が安心して暮らせる環境づくり	困難な問題を抱える女性を総合的に支援するため、その背景や要因にあるジェンダー問題について地域の理解を促進するための啓発を行います。 さらに、学校や公共施設のトイレに生理用品を設置するなどにより、潜在的な女性の生活困窮者を支援します。 また、民生委員等と連携して、困難を抱える女性を早期に発見することで深刻化を防止するとともに、その困難の原因となっている育児や介護、家族、暴力等の問題の解消に向けた支援を行います。	企画政策課 保健課 福祉課



重点目標 6 施策の方向③

高齢者や障害者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

番号	具体的施策	内 容	担当課
35	高齢者の自立に向けた生活支援及び就業促進	元気で活躍できる社会づくりを進めるために、高齢者クラブや生涯学習等への参加を促進する生きがいを支援します。 また、シルバー人材センター等を通じた身近な地域で生きがいをもって安心して就業できる多様な機会の提供を図るなど、不自由さを感じずに自立して生活できるような社会基盤の整備を進めます。	福祉課 社会教育課
36	要介護者への支援と介護予防の強化	要介護者に対しては、介護保険事業者との十分な連携を図り、サービスが必要な人がいつでもサービスを受けられる、安心できる地域社会づくりを進めます。 特に地域での介護体制を充実するために、地域密着型サービスの充実を図るとともに、地域で支える体制づくりを進めます。また、要介護状態にならないために、地域支援事業の充実を図ります。	福祉課
37	障害のある人の自立支援に向けた生活支援	「障害者総合支援法」に基づき、すべての障害者が住み慣れた地域で生活できることを基本として、適切な支援を実施します。 また、事業所における障害者雇用を促進します。	福祉課
38	外国人が安心して暮らせる環境づくり	関係団体及び多文化共生まちづくりコーディネーター^{*25}（地域おこし協力隊）【追加】との連携のもと、生活等に関する相談に対応します。 また、地域社会において、地域に暮らす外国人と地域の人々が、ともに参画できるよう相互理解と交流を促進します。	企画政策課



重点目標 7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である地域での取組が重要です。これからの地域社会づくりには行政サービスのみでなく、振興会や企業等の多様な主体が協働し、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要です。

全国的には、若年層では男性よりも女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いており、国の計画によると、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられており、その背景には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在し、女性の居場所と出番を奪っていること等が考えられるとしています。そのため、人口減少に直面する地方においてこそ、男女共同参画の視点到に立ち、女性の活躍促進や、女性も含めた多様な主体の連携による地域づくりに取り組むことが重要です。【追加】

また、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復や復興を遅らせることがあります。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。令和6（2024）年能登半島地震の対応に係る各種の状況調査では、避難所等において女性のニーズを配慮した対応が十分ではないことが明らかになり、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況といえます。

今後、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた地域コミュニティにおける様々な「共助」の取組を、確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現に繋げていくためには、様々な立場を生きる人々がともに生きていくことを支えるといった人権尊重と男女共同を基盤とする男女共同参画の視点に立った「協働」による取組が必要です。

【参考】災害対応力を強化する女性の視点（7つの基本方針）

～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

- ① 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- ② 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- ③ 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- ④ 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- ⑤ 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- ⑥ 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- ⑦ 要配慮者への対応においても女性のニーズを配慮する

重点目標 7 __ 施策の方向①

地域活動での男女共同参画の意識啓発

番号	具体的施策	内 容	担当課
(再掲) 3	地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用	地域で男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、男女共同参画の学習機会や情報提供による啓発等の活動を支援します。	企画政策課
(再掲) 12	地区公民館・振興会等のコミュニティ活動における方針決定過程への女性の参画	地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりのため、地区公民館・振興会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。	企画政策課 社会教育課

重点目標 7 __ 施策の方向②

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

番号	具体的施策	内 容	担当課
39	地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進	地域における生活者の多様な視点を反映した防災力向上を図り、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に立った対応を図ります。	総務課



2 計画の数値目標

本計画を具体的に推進していくために、次の項目について数値目標を設定し、男女共同参画の取組に対する推進状況を把握・評価していきます。

番号	設定項目	現状（策定時）	現状	目標値
		R2（2020）	R7（2025）	R12（2030）
1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方を否定する人の割合	61.5% ※H30 調査時	—	70.0%
2	男性職員の配偶者出産特別休暇の取得率※1	100%	100% ※R6	100% ※R11
3	市の審議会等委員への女性の登用率	21.5%	29.5%	30%以上
4	市の管理的地位（課長相当職以上）における女性の割合	0.0%	9.5%	現状維持
5	男女共同参画地域推進員※2の数	0人	2人	3人以上

※1 他の計画に位置付けられた数値目標を本計画において設定します。なお、当該計画が改定された場合は、改定後の計画における数値目標に置き換えることがあります。なお、取得率は取得者数の率であり、取得日数は問わない。

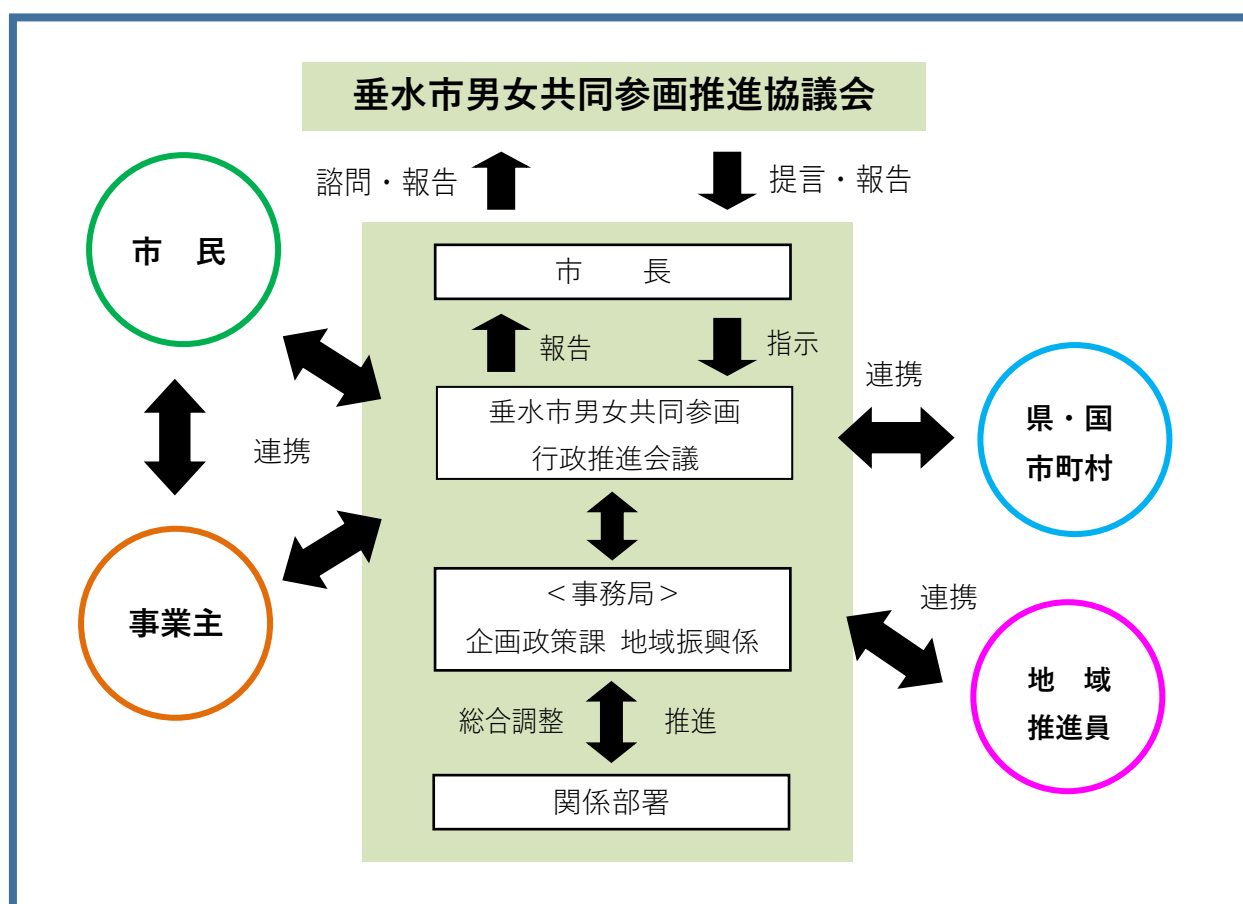
※2 地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。

第4章

計画の位置づけ

1 推進体制

計画の推進に当たっては、垂水市男女共同参画推進協議会の意見や提言をはじめ、市民の意向などを尊重しながら、関係部署が一体となって、総合的かつ計画的な取組を進めます。また、国や県、他市町村、関係機関及び県男女共同参画地域推進員との連携を図り、協力体制の強化と情報等の共有化に努めます。



2 進行管理および評価

本計画に掲げた施策の管理は担当部署により行い、毎年度進捗状況を把握・点検します。

その後、関係課長で構成する「垂水市男女共同参画行政推進会議（一次評価）」にて計画の進捗状況についての確認や情報共有を行い、「垂水市男女共同参画推進協議会（二次評価）」へ諮問・報告することといたします。

併せて、国や鹿児島県、他市町村の動向を注視しながら、計画期間の中間時点で計画の見直しを行います。

資料編



参考 1 「垂水市男女共同参画推進協議会委員名簿」

垂水市男女共同参画推進協議会委員（第 8 期）

任期／令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

	所 属 等	委員名	備 考
1	人権擁護委員	後迫 タツエ	
2	民生・児童委員協議会会長	鳥原 臣平	
3	元鹿児島県男女共同参画審議会委員	中馬 吉昭	副会長
4	鹿児島県男女共同参画審議会委員	池田 みすず	会長 県男女共同参画地域推進員
5	鹿児島きもつき農業協同組合垂水支所	中山 真理	
6	牛根漁業協同組合 人権擁護委員	川筋 貴子	県男女共同参画地域推進員
7	市商工会事務局長	坪内 幹哉	
8	株式会社ジャパンファーム 垂水工場長	伊藤 正人	
9	住民代表	西 玲子	
10	住民代表	関 恵	

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、垂水市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱における男女共同参画社会の実現とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現を図ることをいう。

(任務)

第 3 条 協議会は、男女共同参画社会の実現に関する諸施策について調査・研究及び協議を行い、必要に応じて市長に報告をするものとする。

(委員)

第 4 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が選任する。

- (1) 各界の有識者及び学識経験を有する者
- (2) 市内の団体及び機関の代表者
- (3) 市内の企業及び事業所の代表者
- (4) 一般公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 7 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 34 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

参考 2 「計画策定の経緯」

年	月	事 項	主な内容
令和 6 年 (2024)	8 月	垂水市男女共同参画推進協議会	・ 計画見直しの方向性について
令和 7 年 (2025)	4 月	男女共同参画推進協議会委員 (第 8 期) 委嘱	
	5 月	各課へ進捗状況調査依頼	・ R6 進捗状況調査、R7 目標設定
	7 月	垂水市男女共同参画行政推進会議 (7/15)	・ 進捗状況調査報告、評価 (一次評価)
	8 月	第 1 回垂水市男女共同参画推進協議会 (8/7)	・ 一次評価報告、評価 (二次評価) ・ 中間見直しの趣旨と方法について
	9～10 月	素案作成	・ 関連計画、データ等の収集
	11 月	第 2 回垂水市男女共同参画推進協議会 (11/5)	・ 計画素案について
		計画素案パブリックコメント 期間：11/27～12/26	・ 本庁及び両支所に計画素案を設置し、意見募集 (市 HP、広報誌での周知)
令和 8 年 (2026)	2 月	第 3 回垂水市男女共同参画推進協議会 (2/)	・ パブリックコメント結果報告、対応について ・ 計画案について ・ 来年度の取組について
	3 月	議会 (全員協議会) にて報告 計画策定	



推進協議会の様子

参考3 「用語解説・キーワード集」

用 語	解 説
1 男女共同参画社会	すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
2 持続可能な開発目標 (SDGs)	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際開発目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、包括的な17の目標を設定。ゴール5では、ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
3 ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に「良い、悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
4 ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年公表している、各国の男女間格差を数値化・比較した指標。経済、教育、健康、政治の4分野のデータを基に「0(完全不平等)」から「1(完全平等)」のスコアで評価され、数値が1に近いほど男女平等が進んでいることを示す。
5 男女共同参画社会基本法	将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律(平成11年6月施行)。男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。
6 配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。都道府県及び市町村の計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度等が規定されている(平成13年公布/平成26、令和元、5年改正)。

用 語	解 説
7 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている（平成27年9月施行）。
8 困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）	困難な問題を抱える女性を対象とした取組は、売春防止法に基づく「婦人保護事業」として行われてきたが、同法は、売春を行うおそれのある女性の「保護更生」を目的としており、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など、女性をめぐる課題が、複雑化、多様化、複合化する中、同法を根拠とした枠組みでの対応には限界が生じていた。こうした状況を踏まえて、新たな法律が制定され、令和6年4月に施行された。 これにより、従来の「保護更生」から、「女性支援」「人権の尊重」「男女平等」に理念は大きく転換。基本計画策定の都道府県の義務と市町村の努力義務、都道府県における女性相談支援センターの設置等が規定されている。
9 well-being（ウェルビーイング）	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好（幸せな）状態に持続的にあること。
10 固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
11 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

無意識の思い込み、心当たりはありませんか？

- ☑ 女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い
- ☑ デートや食事のお金は男性が普段すべきだ
- ☑ 組織のリーダーは男性の方が向いている
- ☑ 受付、接客・応対（お茶だしなど）は女性の仕事だ
- ☑ 女性は感情的になりやすい



今すぐできる！「アンコンシャス・バイアスを減らす3つのポイント」

- Point ① 「べき」「普通は…」に注意！
- Point ② 相手のサインを見逃さない
- Point ③ 常に自分に問いかける

（参考：政府広報オンライン）

用 語	解 説
12 性的指向・性自認	性的志向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的志向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。
13 性的少数者	性的志向について、例えば、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー、クエスチョニング等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBTQ+」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。
14 女性農業経営士	農業経営に積極的に参画し、農家生活や農業経営・労働管理等の高度な知識や技術を有し、自らの農業経営や地域農業の課題解決に積極的に取り組み、発言力や実践力のある地域のリーダー的女性として、知事が認定した女性の農業者のこと。
15 家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたものをいう。
16 ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
17 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。 また最近では、働き方改革による残業時間の上限規制や有給休暇の取得義務化などにより、仕事と私生活の「時間的バランス」が取りやすくなってきている一方で、新型コロナウイルスの影響を経て、テレワークや在宅ワーク制度が定着し、「働く場所」と「私生活の場所」は境目がなくなる傾向にあることから、仕事と私生活を統合し、相互に補完し合う形でバランスを取る「ワークライフ・インテグレーション」という考え方もある。
18 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律（昭和61年4月施行）。 労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。

用 語	解 説
19 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされており、国際的には、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR）」という概念が一般化されつつある。
20 配偶者等からの暴力（DV）	配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者（パートナー）からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といわれている。殴る・蹴るといった身体的暴力だけではなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。 なお、配偶者暴力防止法における「配偶者からの暴力」は、配偶者（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
21 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。 Facebook、Instagram、X（旧Twitter）などが代表的で、個人が写真・動画の投稿を通じて自己表現をしたり、情報収集や交流をしたりするほか、企業が情報発信等で活用することもある。 【参考】日本の主要SNSの利用率ランキング（全年代） 1位 LINE 93% 2位 YouTube 88% 3位 Instagram 49% 総務省「令和4年 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

用 語	解 説
22 デートDV（交際相手からの暴力）	結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。 配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。
23 配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力防止法第3条の規定により都道府県に設置が義務づけられている施設（市町村は努力義務）で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関のこと。【参考】令和7年4月現在、鹿児島県内に19か所設置
24 セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。
25 多文化共生まちづくりコーディネーター	年々増加傾向にある、垂水市の基幹産業等の担い手として従事している市内在住の外国人や、雇用する事業所等と地域住民との橋渡しを行うため、地域おこし協力隊として「多文化共生まちづくりコーディネーター」2名が令和6年度に着任しています。 【取組事例】日本語教室、生活相談窓口、各種イベント企画



**こんなこと
ありませんか？**

- ☑ セクハラは、男性から女性に対してしかないと思っている。
- ☑ 飲み会では、女性がお酌するのが普通だと思う。
- ☑ 男性に対して「男らしくない」「男のくせに」などと噂することがある。
- ☑ 心配だから「結婚はまだか」「子どもはまだか」と聞いても問題ないと思う。

（参考：「第一法規」ホームページ）



（参考：「ピポラボ」ホームページ）

【 男女共同参画キーワード集 ～本計画に記載のない関連キーワード～ 】

◆ アサーティブ

自分の意見を無理に押し通すのではなく、相手の意見も尊重しながら、率直に対等に思っていることを話す姿勢のこと。

◆ ジェンダード・イノベーション

生物学的性差（Sex）と社会的・文化的性差（Gender）を研究・開発の段階で考慮・分析することで、新たな発見や技術革新（イノベーション）を創出し、科学技術の卓越性を向上させるアプローチです。性差分析により、従来の研究で考慮されなかった人々の不利益を解消し、誰もが恩恵を受けられる公平な社会の実現を目指します。

◆ パタニティ・ハラスメント（パタハラ）

パタニティー（Paternity）は英語で"父性"を意味し、男性が育児参加を通じて自らの父性を発揮する権利や機会を、職場の上司や同僚などが侵害する言動におよぶこと。女性社員の妊娠・出産が業務に支障をきたすとして退職を促すなどの嫌がらせをすることを指すマタハラ（マタニティー・ハラスメント）に対して、パタハラは男性社員が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務やフレックス勤務を活用したりすることへの妨害、ハラスメント行為を指す。

◆ フェムテック

「女性（Female）」と「テクノロジー（Technology）」を組み合わせた造語で、女性特有の健康課題をテクノロジーで解決する製品・サービスの総称です。生理、妊娠・出産、更年期、メンタルヘルスなど、多様な女性の健康課題に対し、アプリやオンラインサービス、新しい製品などが開発されており、女性の QOL（生活の質）向上や社会全体の経済損失削減につながる事が期待されています。

◆ # MeToo（ミートゥー）運動

MeToo は、セクシュアルハラスメントや性的暴行などの性犯罪被害の体験を告白・共有する際の SNS で使用されるハッシュタグ。欧米では、被害を告発する # MeToo 運動と、被害の撲滅を訴える Time'sUp 運動が存在するが、日本では # MeToo 運動を両方の意味で用いられることが多い。

◆ ワーキングケアラー

働きながら家族の介護を行う人を指し、「ビジネスケアラー」とも呼ばれます。超高齢社会の日本で増加しており、仕事と介護の両立による肉体的・精神的負担、孤立、そして介護離職といった課題を抱えています。



～ マゼンハイ（にこ展望所）からの眺望 ～

編集・発行

 垂水市企画政策課

〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地

TEL／0994-32-1111 FAX／0994-32-6625

令和 8 年 月発行